

みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行の財産承継信託 後見制度支援信託タイプ

特約付金銭信託



商品説明書

この商品説明書で、商品に関する重要な事項等を説明しております。お申し込みの前に、内容を十分にお読みください。また、信託終了まで大切に保管してください。

2023年10月

目次

みずほ信託銀行の財産承継信託 「後見制度支援信託タイプ」の概要	2
みずほ信託銀行の財産承継信託 「後見制度支援信託タイプ」の仕組み	3
お申し込みから受託までの流れ	4
みずほ信託銀行の財産承継信託 「後見制度支援信託タイプ」のご留意事項	5
商品概要(ご契約内容)	6
指定金銭信託約款	9
〈成年後見人さま用〉信託証書(見本)	15
〈成年後見人さま用〉指定金銭信託約款にかかる特約	16
〈未成年後見人さま用〉信託証書(見本)	18
〈未成年後見人さま用〉指定金銭信託約款にかかる特約.....	19

後見制度による支援を受けている方を
財産管理の面でバックアップ。

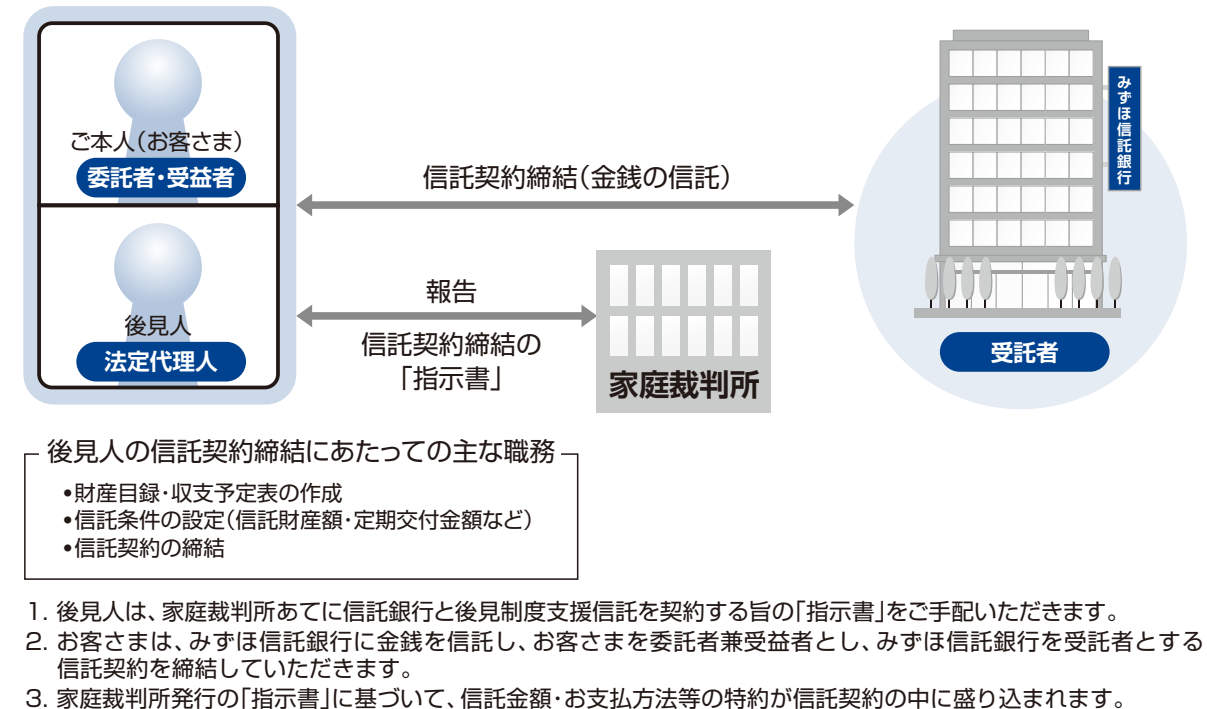
みずほ信託銀行の財産承継信託 「後見制度支援信託タイプ」

本商品の概要

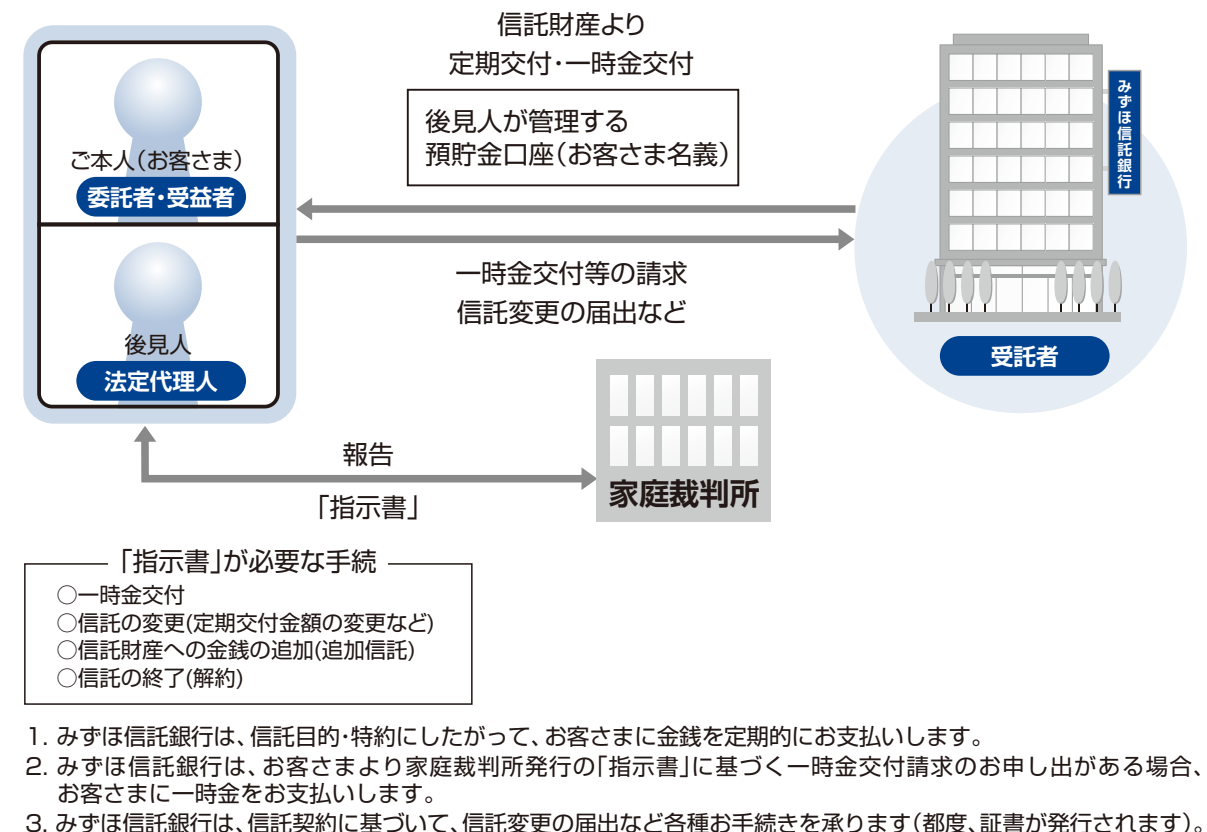
- ◆本商品は、家庭裁判所発行の「指示書」をもとに、信託の設定や期間、お支払い方法等の特約を指定する信託商品(金銭信託)です。
- ◆みずほ信託銀行は、お客さま(委託者兼受益者)のご資産を5年以上の期間で安定的に運用しつつ、特約内容にしたがってお客さまに定期的にお支払いします。
- お客さまはみずほ信託銀行との間で信託金額・支払い方法等の特約を盛り込んだ信託契約を締結していただきます。お客さまの金銭による信託設定後、みずほ信託銀行は指定された特約内容にしたがって、お客さまに金銭を定時定額にてお支払いします。(定時定額払いの場合、ご指定の金融機関にかかわらず、振込手数料はかかりません)。
- お客さまよりお預かりした金銭は、指定金銭信託(一般口、5年以上)で運用します。指定金銭信託(一般口、5年以上)は金利環境に応じた安定的な配当を行うことを目的として運用するものでみずほ信託銀行が元本を保証しております。
- ◆本商品は元本保証の商品です。万一元本割れした場合は、みずほ信託銀行が補てんします(預金保険の対象となります)。
- ◆信託設定時、追加信託時および信託期間中の事務・管理の報酬はいただきません。ただし、初回の信託金が1,000万円未満となる場合、信託設定時の信託報酬として信託金とは別に税込33,000円(税抜30,000円)をお支払いいただきます。(6、8ページで参照)
- ◆家庭裁判所発行の「指示書」に基づかない中途解約の場合、みずほ信託銀行所定の解約手数料を差し引いた後、お客さまが指定した方法により金銭でお支払いします。(7ページで参照)
- ◆お客さまにご相続が発生した場合、みずほ信託銀行所定の相続手続きを行ったうえで信託契約は終了いたします。振込または現金で信託財産をお受け取りの場合、みずほ信託銀行所定の振込手数料を差し引きします(振込手数料は下記の取扱に同じです)。(7ページ参照)
- ◆解約金を振込む場合、みずほ信託銀行所定の振込手数料をお支払いいただきます。ただし、振込先としてみずほ信託銀行またはみずほ銀行の口座を指定される場合、振込手数料はいただきません。(7ページで参照)

後見制度支援信託タイプの仕組み

<信託契約締結時>



<信託期間中・信託終了時>



お申し込みから受託までの流れ

お手続きのご依頼受付	みずほ信託銀行あてにお申込手続きをご依頼ください。
商品説明書・申込書のお渡し	商品説明書、申込書類等の必要書類を、お客さまに送付または手交させていただきます。
商品内容のご確認	商品説明書にて、本商品の仕組み、内容等をご確認いただけます。
「指示書(謄本)」、申込書のご提出	「指示書(謄本)」、申込書類等の必要書類を、みずほ信託銀行に提出いただきます(必要書類については、申込書類等をご確認ください)。
信託の設定	みずほ信託銀行は特約にしたがい信託を設定します。また、このときみずほ信託銀行は「信託証書」を作成し、お客さまに信託証書(原本)、後見人に信託証書(謄本)を交付します。

◆信託設定後、信託期間中には下記のご案内を郵送等によりお渡しします。

- 1.「自動振替手続のお知らせ」(定時定額の金銭のお支払い時)
- 2.「金銭信託収益配当金のお知らせ」(毎年3月、9月の各25日基準)
- 3.「特約付金銭信託[財産承継信託(後見制度支援信託タイプ)]の元本異動のご案内」
(毎年3月末基準)

ご留意事項

1. 本信託は指定金銭信託(一般口)に特約を付したものであり、指定金銭信託約款、信託証書および指定金銭信託約款にかかる特約の定めにしたがうものとします。
2. 本信託では、「信託証書」を発行し、お客さまに原本、後見人に謄本を送付させていただきます(通帳は発行されません)。
3. 特約の定めに基づき支払われる金額の変更、追加信託、一部または全部解約については、家庭裁判所発行の「指示書」に基づきお客さまの後見人が都度お申し込みをし、みずほ信託銀行が承諾する必要があります。
4. 受益者の変更はできません。
5. 受益権の譲渡・質入はできません。
6. 特約の定めに基づく支払いにより信託財産がなくなったときは、信託期間満了前であっても信託は終了します。
7. 特約内容によってはお受けできない場合もございます。
(例:お申し込み時点において特約による信託期間が5年未満となる場合)
8. マル優のお取扱はできません。
9. 指定金銭信託(一般口)の予定配当率は変動します。詳しくはみずほ信託銀行窓口までお問い合わせください(予定配当率は、これを保証するものではありません)。
10. 信託終了日以降の収益は支払日の普通預金利率により計算します。原則として、収益に対して20%※の税金が課税されます。
※復興特別所得税の導入により2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。
11. 一部または全部の中途解約による解約金を振込される場合、およびご相続による振込の場合、原則としてみずほ信託銀行所定の振込手数料をお支払いいただきます。ただし、振込先としてみずほ信託銀行またはみずほ銀行の口座を指定される場合、振込手数料はいただきません。
12. 信託財産の状況につきましては、お客さまからの照会があった場合には速やかに回答します。
13. 税務、法務のお取扱については、所轄税務署、税理士、弁護士等の専門家にご相談ください。
14. お客さま(委託者兼受益者)にご相続が発生した場合、信託財産はお客さまの相続財産となります。相続手続時、ご相続人等の確定ができない場合は相続財産のお引渡しが困難となる場合があります。本商品のお申し込みに当たっては、事前に当該の点について十分にご理解をいただきますようお願いいたします。

商品概要(ご契約内容)

1. 商品名	財産承継信託(後見制度支援信託タイプ)
2. 信託の種類	特約付金銭信託
3. 販売対象	個人のお客さま(被後見人)
4. 信託の目的	受益者の信託財産を保護しつつ、信託財産を定期に定額で分割交付することにより、受益者の生活の安定に資することを目的とします。
5. 受益者	・お客さまご自身(自益信託) ・受益者の変更はできません。
6. 信託期間	・5年以上 ・なお、お客さまが未成年被後見人の場合、信託期間は原則「成年に達する日」、または「信託契約日から5年後の応当日」のうち、遅い日までとなります。
7. 運用について (1)運用の基本方針	・指定金銭信託(一般口、5年以上)で運用します。
(2)運用対象資産	・指定金銭信託(一般口)は、お客さまから信託いただいたご資金(以下、信託金という)を利息等の安定的な収入の確保により信託財産(信託金およびその運用により取得した財産)の成長を図ることを目的として運用します。
(3)運用制限	・信託金は運用方法を同じくする他の信託金と合同で運用します。 ・信託財産は指定金銭信託約款(以下、信託約款という)第3条(後記ご参照)に掲げる財産に運用します。 ・信託財産の運用に際して、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつお客さまの保護に支障を生ずることがないものに該当する場合には、みずほ信託銀行の銀行勘定またはみずほ信託銀行の利害関係人と取引を行ったり、みずほ信託銀行の銀行勘定に運用することがあります(詳しくは、信託約款をご参照ください)。 ・信託財産の運用に際して、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものに該当する場合には、みずほ信託銀行の銀行勘定またはみずほ信託銀行の利害関係人と取引を行ったり、みずほ信託銀行の銀行勘定に運用することがあります(詳しくは、後記の信託約款第4条をご参照ください)。
8. 運用管理体制およびリスク管理体制	・運 用 所 管 部 :運用方針および信託約款等に基づき信託財産の運用を行います。運用において問題が生じた場合にはリスク管理所管部に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。 ・リスク管理所管部:運用方針、法令等の遵守状況および運用の状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部に対し改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、運用所管部を管理・指導します。 ・取 締 役 会 等 :運用所管部・リスク管理所管部からの報告に基づき、運用およびリスク管理に必要な重要事項について審議します。また適正な運用管理体制の整備・確立に向けた方針を決定します。
9. 設定方法 (1)信託設定方法 (2)信託金額	・契約による信託設定 ・1円以上1円単位※ ※初回の信託金額が1,000万円未満となる場合、後記「17.信託報酬」の通り、信託設定時の信託報酬として信託金とは別に税込33,000円(税抜30,000円)をお支払いいただきます。
(3)追加信託	・可能です(家庭裁判所発行の指示書に基づきます)。 ※追加信託の場合、金額にかかわらず信託報酬は頂戴いたしません。

10. 付加できる特約事項	・家庭裁判所発行の「指示書」に基づき、信託目的、信託期間、支払方法(分割交付する際の毎回の金額など)等について決定します。 ・特約は内容によりお取扱できない場合があります。 (例:お申し込み時点において特約による信託期間が5年未満となる場合) ・マル優のお取扱はできません。
11. 支払方法と振込手数料 (1)定時定額払いの特約 (2)「指示書」による一部払出	・家庭裁判所発行の「指示書」に基づき、あらかじめご指定いただきます(前記「付加できる特約事項」ご参照)。 この場合、ご指定の金融機関にかかわらず、振込手数料はいただきません。 ・特約内容にかかわらず家庭裁判所発行の「指示書」により元本一部払出の請求があった場合には、当該指示書に基づきお支払いします。 この場合、お振込先がみずほ信託銀行またはみずほ銀行をご指定の場合に限り振込手数料はいただきません(後記13.についても合わせてご確認ください)。
12. 予定配当率等 (1)予定配当率 (2)収益配当時期 (3)収益計算方法 (4)その他	・予定配当率は指定金銭信託(一般口、5年以上)の予定配当率を適用します。 ・指定金銭信託(一般口、5年以上)の予定配当率は6ヵ月毎に見直し、みずほ信託銀行の店舗に表示します(予定配当率はみずほ信託銀行の長期プライムレート等、金融情勢、信託期間に応じて見直します)。 ・信託期間満了日(満期日)以降の収益は、支払日の普通預金利率により計算します。 ・毎年3月と9月の26日および信託終了日に受益者が指定した方法により金銭でお支払いします。この収益を元本に加える方法で複利運用します。 ・予定配当率、計算期間(毎年3月・9月の各25日(以下、「計算期日」という)における前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間)中の元本異動等をもとに、単利の方法により計算します(付利単位を100円とし、収益計算します)。 ・この商品は予定配当率変動型商品です。 ・この商品は実績配当商品であり、予定配当率はこれを保証するものではありません。
13. 中途解約時の取扱 (ご相続時の取扱を含む)	・家庭裁判所発行の「指示書」に基づき、みずほ信託銀行が承諾した場合は可能です。 この場合、解約手数料はいただきません。 ・家庭裁判所発行の「指示書」に基づかない中途解約の場合、解約手数料を差し引いた後、お客さまが指定した方法により金銭でお支払いします。ただし、解約手数料として差し引く金額は、信託契約日から中途解約日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。 (解約手数料は、店舗掲示の「信託配当率表」をご覧ください) (ご参考)2023年8月9日現在の解約手数料 適用期間5年以上:解約額1,000円につき1円 ・お客さまにご相続が発生した場合、信託財産はお客さまの相続財産となります。ご相続人等より必要書類をご提出いただき、みずほ信託銀行所定の相続手続きを行ったうえで信託契約は終了いたします。信託財産を振込または現金にてお受け取りの場合は、みずほ信託銀行所定の解約手数料(上記「指示書」に基づかない中途解約の場合に同じ)を信託財産より差し引きます。 ・上記みずほ信託銀行所定の相続手続き時、ご相続人等の確定ができない場合は相続財産のお引渡しが困難となる場合があります。 ・一部または全部の中途解約による払出金を振込される場合、および相続手続き後の振込の場合、原則としてみずほ信託銀行所定の振込手数料をお支払いいただきます。ただし、振込先としてみずほ信託銀行またはみずほ銀行の口座を指定される場合、振込手数料はいただきません。

商品概要(ご契約内容)

14.信託業務の委託	・みずほ信託銀行は別に定める基準および手続に基づいて信託業務を第三者(みずほ信託銀行の利害関係人を含みます)に委託することがあります(詳しくは、信託約款をご参照ください)。
15. 受益者への報告事項	・所定の報告書を作成し、特約の履行状況等についてご報告いたします。 〈主な所定の報告書〉 □「自動振替手続のお知らせ」(定時定額の金銭のお支払い時) □「金銭信託収益配当金のお知らせ」(毎年3月、9月の各25日基準) □「特約付金銭信託「財産承継信託(後見制度支援信託タイプ)」の元本異動のご案内」(毎年3月末基準) ・収益金の分配、信託終了時の最終計算に関する書面は、お客さまへの手交または郵送等によりお渡しします。 ・信託財産の状況、信託財産とみずほ信託銀行の銀行勘定、みずほ信託銀行の利害関係人、委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との取引の状況につきましては、書面請求によりみずほ信託銀行の店舗で閲覧が可能となっております(なお、お客さまから照会があった場合にはみずほ信託銀行は速やかに回答いたします。詳しくは、後記の信託約款第15条をご参照ください)。
16. 信託の登記・登録の留保等	・信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることといたします。ただし、みずほ信託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります(詳しくは、信託約款をご参照ください)。
17. 信託報酬(お客さまの費用)	・信託設定時、追加信託時および信託期間中の事務・管理の報酬はいただきません。 ・ただし、初回の信託金が1,000万円未満の場合、信託設定時の信託報酬として税込33,000円(税抜30,000円)をお支払いいただきます。 ・指定金銭信託(一般口)としての運用報酬は収益計算期日に合同運用財産について生じた利益から差し引きます。運用報酬は、信託金の元本に対し、上限(年6%)・下限(年0.01%)の範囲内でみずほ信託銀行が決定する信託報酬率により計算されます。
18. 租税・事務費用	・信託事務の処理に必要な費用(消費税等を含む)は、信託財産の中からお支払いいただきます。
19. 譲渡・質入	・この信託の受益権は譲渡または質入することはできません。
20. みずほ信託銀行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人 信託協会 ・連絡先 信託相談所 ・電話番号 0120-817335 又は 03-6206-3988
21.その他参考となる事項・留意事項等	・みずほ信託銀行は貸出先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託金の元本に欠損が生じた場合には、信託終了のときに完全にこれを補てんいたします。ただし、預金保険法の定める保険事故が発生した場合等においては、履行できない場合があります。 ・原則として収益については20%※の税金が源泉徴収されます(個人の方が受益者となるときは源泉分離課税となります)。 ※復興特別所得税の導入により2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ・予定配当率については、窓口までお問い合わせください。 ・預金保険の対象となります。 ・税務、法務のお取扱については、税理士、弁護士等の専門家にご相談ください。 ・この信託の公告を行う場合は、日本経済新聞へ掲載する方法により行います。

指定金銭信託約款

この信託約款は、信託約款にかかる特約、信託設定後に交付する書面ならびに商品説明書における当行が契約している指定紛争解決機関および公告の方法の記載箇所と合わせて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第26条(信託契約締結時の書面交付)に基づきお渡しする書面となります。

- 第1条(信託目的・追加信託・証券類の受入れ等)**
- (1)委託者は、この証書面(通帳式の場合は通帳)記載の金銭(以下、この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」という)を受益者のために利殖する目的で信託し、当行は受託者としてこれを引受けました。
- (2)委託者は当行の承諾を得ていつでも信託金を追加することができます。
- (3)この信託契約は、当行が信託金を受入れた日を信託契約日または追加信託日とします。
- (4)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を信託契約日または追加信託日とします。受入れた証券類が不渡りとなったときは信託金にはなりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換に(通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ)、当店で返却します。

- 第2条(信託期間)**
- (1)信託契約の期間は、信託契約日に始まり、証書面(通帳式の場合は通帳)記載の信託金の元本お支払日の前日(以下「信託期間満了日」という)をもって終わるものとします。なお委託者および受益者のお申出により延長することができます。
- (2)追加信託日から信託期間満了日までの期間が満2か年に満たない場合には、信託期間満了日は、前項にかかわらず追加信託日から満2か年後に延長されます。ただし、追加信託の方法により受取ることとした第12条第1項第4号に定める収益金については、この限りではありません。
- (3)この信託契約は、信託期間満了前に解約することはできません。ただし、やむを得ないご事情のため委託者のご同意を得て受益者から全部または一部の解約のお申出があり、当行でこれを認めたときは全部または一部の解約に応ずることがあります。
- (4)前項のお申出は、委託者の死亡の後には、受益者だけでできます。

- 第3条(運用)**
- (1)当行は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産(「信託財産」とは信託金およびその運用により取得した財産をいう。以下同じ)の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用するものとします。
- ①貸付金、手形の割引
- ②国債、地方債、社債(社債の引受権を表示する証書を含む)、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券
- ③預金等、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
- ④コマーシャルペーパーその他の有価証券
- ⑤信託受益権および信託受益証券(当行を受託者とするものを含む)
- ⑥株式(新株予約権証券を含む)および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- ⑦不動産

- ⑧前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
- ⑨前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産
- (2)当行は、信託財産に属する有価証券を、貸付に運用することがあります。
- (3)当行は、信託財産の価格変動および為替変動に備え、またはその効率的な運用に資するため、有価証券・通貨・金利等に係る先物取引・指数先物取引・オプション取引・スワップ取引等(外国為替の売買予約を含む)を行うことがあります。
- (4)当行は、信託財産を担保に供して借入をすることがあります。この借入金は信託財産に属し、この信託金と同一の方法により運用します。

- 第4条(当行等との取引)**
- (1)当行は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項第2号二に定める場合に該当するときは、次の各号に掲げる取引を行うことがあります。
- ①信託財産を当行の預金に運用する取引:この場合、当行店頭に表示(掲示、備置き等による方法を含む。以下同じ)する利率によるものとします。
- ②信託財産を当行の銀行勘定に運用する取引:この場合、当行店頭に表示する利率で付利します。
- (2)当行は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、次の各号の取引(取引の委託を含む)を、当行の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となつて行う取引を行う場合を含む)、当行の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める「利害関係人」をいい、同法第22条第2項により読み替えられる場合を含む。以下同じ)、第8条に定める委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。
- ①前条第1項各号に掲げる財産の運用取引(貸付金・有価証券等の売買取引等を含む)
- ②前条第2項から第4項に掲げる取引
- ③為替取引その他効率的な信託財産の運用に必要な取引
- (3)当行は、必要があると当行が認めた場合には、信託財産に属する貸付金等とこの信託の信託財産に属さない債務との相殺をし、または当該貸付金等の借り主と相殺の約定(借り主からの相殺の約定を含む)をすることができます。

- 第5条(競合行為)**
- (1)当行は、当行が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為(以下「競合行為」という)について、当行の銀行勘定または当行の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、当行の利害関係人が当該利害関係人

指定金銭信託約款

- の計算で行う場合も同様とします。
- (2)当行は、前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- (3)第1項の定めにかかわらず、当行は、同項の競合行為を行うことが法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第6条（合同運用）

- (1)信託金は、運用方法を同じくする他の信託金と合同して運用します。
- (2)前項に基づき合同して運用した信託財産（以下「合同運用財産」という）について生じた損益は、第12条および第14条に定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。
- (3)合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかる信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料を閲覧または謄写することができるものとします。

第7条（信託の登記・登録の留保等）

- (1)信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2)前項ただし書にかかわらず、受益者保護のために当行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- (3)信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (4)動産（金銭を除く）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第8条（信託業務の委託）

- (1)当行は、次の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者（当行の利害関係人を含む）に委託することがあります。
- ①信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務：金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者
- ②信託財産に属する有価証券の運用にかかる業務：金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者および外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者
- ③信託財産に属する不動産の運用にかかる業務：不動産投資顧問業登録規程に基づく登録を受けている者
- ④金銭債権の回収にかかる業務：法務大臣の許可を受けた債権回収会社
- (2)当行は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から以下に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
- ①委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。

- ②委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
- ③委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- ④委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行および受託者責任の適切な履行の観点に照らして相応の水準であること。

- (3)当行は、前項に定める委託先の選定にあたっては、委託を実施する部署において委託先が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを精査し、内部管理に関する業務を所管する部署において確認の上、委託を実施する部署の決裁権者が決定します。
- (4)前3項にかかわらず、当行は以下の業務を、当行が適当と認める者（当行の利害関係人を含む）に委託することができるものとします。
- ①信託財産の保存にかかる業務
- ②信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ③当行（当行から指図の権限の委託を受けた者を含む）のみの指図により委託先が行う業務
- ④当行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第9条（元本補てん・利益補足・予定配当率）

- (1)当行は、貸出先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託金の元本に欠損が生じた場合には、信託終了のときに完全にこれを補てんいたします。当行が補てんする欠損は、信託法第13条に定める一般に公正妥当と認められる会計の慣行及び本約款第12条の規定に基づき計算された信託終了時の損失をいいます。ただし、当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当行に対する与信等に係る損失は、当該欠損額から控除します。
- (2)当行は利益の補足を行いません。
- (3)当行は、金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間および信託金の額等に応じて予定配当率を決定し、信託金の各受益者ごとに示します。なお、各受益者に分配する収益金の額は第12条または第14条に定める方法により計算し、受益者に示した予定配当率は、これを保証するものではありません。

第9条の2（信託の分割等）

当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当行は、預金保険法の保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に該当する受益権（以下「付保受益権」とします）の受益者に対する元本補てんの履行、及び保険事故等が発生した後の信託目的を達成するための事務を円滑に行うことを目的として、受益者の利益に資する条件を定める限りにおいて当行の判断により信託を分割することができるものとし、当該分割は当行の定める時点において効力を生じるものとします。この場合、当行は、信託分割における主要な事項について、インターネットの利用その他の一般に周知する方法として適切な手段と考えられる方法により事前に公表する

ほか、遅滞なく通知又は公告を行うものとします。また、当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合において、この信託又は分割により新設された信託について、清算することが受益者の利益に資するものと当行が判断したときには、信託を終了することとします。

第10条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払います。

第11条（収益金の計算日）

この信託は、毎年3月・9月の各25日および信託終了日において、受益者の収益金の額の計算を行います。

第12条（利益処分・信託報酬・収益金分配等）

- (1)合同運用財産について生じた毎年3月・9月の各25日（以下「計算期日」という）における前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間（以下「計算期間」という）の利益は、次の順序により当該計算期日に処理します。
- ①合同運用財産に属するそれぞれの信託金の元本に対し、第2項の定めにしたがい当行が決定する率（以下「信託報酬率」という）により計算される信託報酬（ただし円未満の端数は切り捨てます）とその他の諸経費を当該計算期日に控除します。
- ②信託金の運用により取得した信託財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
- ③当該計算期日における合同運用財産での貸付金等の残高に対し1000分の3以内の割合で当行が決定する率により計算される金額を、貸付金等の貸倒れに備える目的で債権償却準備金に繰入れます。なお債権償却準備金は翌計算期間において利益に戻入れます。
- ④前各号の処理をした後の残額（以下「総収益額」という）は合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者に対する収益金として分配するものとし、当該計算期日の翌日以後に受益者があらかじめ指定した方法により金銭で支払います。なお収益金の支払日が当該計算期日の翌々日以後となった場合も、収益金について付利は行いません。
- (2)前項第1号に定める信託報酬率は、総収益額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額（当行が前回計算期日の翌日（ただし前回計算期日の翌日以降受入れた信託金については、その受入れ日）に示した予定配当率と当該計算期間中の信託金の元本の残高により計算される額。以下同じ）の合計額とが同額となるよう決定するものとします。ただし信託報酬率が年6パーセントを超えるときは信託報酬率を年6パーセントとして計算される額を信託報酬とし、信託報酬率が年0.01パーセント未満となるときは信託報酬率を年0.01パーセントとして計算される額を信託報酬とします。
- (3)総収益額は、合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとの予定配当額で按分比例して分配するものとします。

第13条（信託の終了事由）

- この信託は、次の事由が生じた場合には終了します。
- ① 第2条第1項および第2項に定める信託期間の満了

- ② 第2条第3項ただし書に定める全部の解約
- ③ 第19条第3項に定める買取請求
- ④ 第14条の2に定める解約

第14条（信託財産の交付）

- (1)前条第1号に掲げる事由により信託が終了したときは、前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの日数、前回計算期日の翌日に当行が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの信託金の元本の残高により収益金の額を計算し、信託期間満了日の翌日以後に、信託金の元本とともに受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (2)前項においてお支払のお申出が信託期間満了日の翌々日以後になされた場合、信託期間満了日の翌日からお申出日の前日までの収益金については、お申出日に、当行店頭に表示する普通預金利率により計算して合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (3)前条第2号に掲げる事由により信託が終了したときは、前回計算期日の翌日（ただし信託契約日以後1度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ）からお申出日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当行が示した予定配当率および前回計算期日の翌日からお申出日の前日までの信託金の元本の残高により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料（ただし、信託契約日からお申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします）を差引いた後の残額を、解約のお申出日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (4)前各項および第10項の収益金の額は、各項の定めにかかわらず、当該信託金の受益者に帰属すべき金額（それぞれのお申出日または解約の実施日において第12条の定めに基づいた方法により計算した場合に求められる金額）を限度とします。
- (5)信託期間満了日前に受益者から一部の解約のお申出があり当行がこれを認めた場合には、お申出日に、信託金の元本から解約手数料を差引いたうえで、お申出の額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。なお、その後信託が終了した場合で、信託契約日以降に生じた税引後の収益金の額が既に差引いた解約手数料の額を下回るときは、その差額を当該お申出日に受益者に金銭で返戻します。
- (6)前条第3号に掲げる事由により信託が終了したときは、お申出日に第3項に定める方法により支払います。ただし当行が認めるときは、解約手数料を差引かないことがあります。
- (7)第3項、第5項および第6項の解約手数料は、それぞれのお申出日に当行が決定し当行店頭に表示する解約手数料とします。なお、解約手数料は、金融情勢の変動等により変更されることがあります。
- (8)第3項、第5項および第6項の解約手数料は、各項に定める方法によらず、別途の方法で受益者から受領することもできます。
- (9)第1項、第3項、第5項、第6項、および次項の信託の終了のときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により

指定金銭信託約款

記名押印して当店に提出してください(通帳式の場合は、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください)。なお、次項による信託の終了の場合には、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

- (10)第13条第4号に掲げる事由により信託が終了したときは、前回計算期日の翌日(ただし信託契約日以後1度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ)から解約を実施する日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当行が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から解約を実施する日の前日までの信託金の元本の残高により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、第7項に定める解約手数料と同額の解約調整金(ただし、信託契約日から解約を実施する日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします)を差引いた後の残額を、解約を実施する日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

第14条の2(反社会的勢力の排除)

- (1)当行は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとしす。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとしす。
- ①委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)、また次のいずれかに該当すると認められる場合
- ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次のアないしオに該当する行為をした場合
- ア. 暴力的な要求行為
- イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- オ. その他アないしエに準ずる行為
- (2)第18条にもとづく受益者の指定または変更もしくは第20条に基づく受益権の譲渡または質入に際しては、本条第1項第2号のいずれかに該当する者、もしくは同項第3号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、受益者の指定または変更ならびに受益権の譲渡または質入を行ってはならないものとしす。

第15条(受益者への報告事項等)

- (1)当行は、次の各号に掲げる書面について、当該各号に掲げる方法により受益者に報告し、または受益者の閲覧に供します。
- ①第12条第1項第4号により分配する収益金の額および支払方法を記載した書面：受益者への手交または郵送等による交付
- ②信託終了時の最終計算を記載した書面：受益者への手交または郵送等による交付
- ③金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書および信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料：当行店頭での書類の備置き、閲覧(なお、受益者から照会があった場合には当行はすみやかに回答するものとしす。)
- ④金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と当行の銀行勘定、当行の利害関係人、第8条第1項に定める委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との取引の状況を記載した書面：当行店頭での書類の備置き、閲覧(なお、受益者から照会があった場合には当行はすみやかに回答するものとしす。)
- (2)当行は、前項第3号の備置きにより、信託法第37条第3項の報告に代えるものとしす。
- (3)当行は、信託法第31条第3項の通知に代えて第1項第4号の書面を当行店頭に備置き、閲覧に供するものとし、信託法第31条第3項の通知は行わないものとしす。
- (4)受益者は、信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとしす。
- (5)委託者と受益者が異なる場合において、当行は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとしす。
- (6)当行は、この信託約款に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知を行わないものとしす。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第16条(善管注意義務)

- (1)当行は、この契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかか

- わらず、一切の損害について責任を負いません。
- (2)当行がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとしす。
- (3)前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると当行が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当行が合理的と考える原状回復の方法により行うものとしす。ただし、原状回復が適当でないとき当行が認める場合は、この限りではありません。

第17条(権利の消滅)

- (1)当行が当該信託財産を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に係る「休眠預金等」として、休眠預金等移管金を預金保険機構に納付したときは、その権利は消滅し、受益者は預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。
- (2)第1項の「休眠預金等」とは、当該信託財産に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3)休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第17条の2から第17条の3によります。
- (4)なお、「休眠預金等活用法」に係る「休眠預金等」に該当せず、第12条および第14条において、当行の責に帰さない事由によって信託財産の交付ができない場合で、受益者が信託期間満了日の後10年間当行に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は当行に帰属するものとしす。

第17条の2(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- この信託財産について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとしす。
- ①当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ②信託期間の末日
- ③当行が受益者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が受益者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が受益者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りす。
- ④この信託財産が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

第17条の3(休眠預金等代替金の支払に係る申し出の委任)

- (1)この信託財産について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、受益者は、当行を通じてこの信託財産に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、受益者は、当行に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3)受益者は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ①この信託財産に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
- ②この信託財産に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4)当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、受益者に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当行がこの信託財産に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ②前項にもとづく取扱いを行う場合には、受益者が当行に対して有していた信託財産に係る債権等を取得する方法によって支払うこと

第18条(受益者・受託者の変更等)

- (1)委託者は、当行の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。
- (2)受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとしす。
- (3)委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとしす。
- (4)この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

第19条(信託約款の変更)

- (1)当行は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得てこの信託約款を変更できるものとしす。
- (2)当行が金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議ある委託者または受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告をすることとしす。
- (3)前項において委託者または受益者が前項の期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、受益者は当行に対して受益権の買取を請求することができます。この場合、第2条第3項の規定にかかわらず、当行は第14条第6項に定める解約を行うこととしす。
- (4)第2項の公告は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第35条に定める方法により行います。
- (5)この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第20条(譲渡・質入)

- (1)この信託の受益権は、当行の承諾がなければ譲渡または質入することはできません。
- (2)当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には当行所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款に同意することを条件としす。

指定金銭信託約款

第21条（印鑑届出・印鑑照合）

- (1)委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者のご印鑑は、委託者からあらかじめ当店に届出るものとします。
- (2)この信託に関する解約請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第22条（届出事項の変更・証書等の再発行等）

- (1)次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに当店にお申出のうえ、当行所定の手续をおとりください。この手続の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ①信託証書、通帳または印章の喪失もしくは毀損。
 - ②印章、名称、住所その他の届出事項の変更。
 - ③委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の重要な変更。
- (2)前項の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いまたは信託証書（通帳式の場合は通帳）の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3)信託証書（通帳式の場合は通帳）を再発行する場合には、当行店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

第23条（成年後見人等の届出）

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第24条（通知のみなし到達）

- (1)届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2)前項の規定は、当行が委託者、または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

第25条（受益債権の相殺等）

- (1)当行は、信託期間満了日が未到来であっても、受益者と別に約定した場合には、その定めにしたがい、この信託の受益債権と当行のその受益者に対する貸付金等の債権（この信託の信託財産に属さない債権を含む。以下同じ）とを相殺することができます。また、相殺によらず、この信託を解約し解約金を債権の弁済に充当

することもできます。この場合の手続き、計算方法等については別に約定した定めにしたがいます。

- (2)受益者は、信託期間満了日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除く。以下同じ）と相殺する場合に限り当該相殺金額について信託金の元本に係る受益債権と当該債務とを相殺することができます。なお、受益債権に受益者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で受益者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。また、受益者が相殺の対象とする当行に対する借入金等の債務が銀行勘定からの債務である場合、受託者たる当行の銀行勘定が相殺対象となった受益債権を代位取得するものとし、当行は当該受益債権と銀行勘定貸その他信託財産からの債務との相殺を行いません。

- (3)前項により受益者から相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書（通帳式の場合は通帳）は届出の印章により押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この受益債権で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、受益者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (4)第2項により受益者から相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとし、外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず当行が負担します。

- (5)第2項により受益者から相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第26条（新法の適用・引用条文等の変更）

- (1)本信託には新法（信託法（平成18年法律第108号）および信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正後の法律）が適用されるものとします。
- (2)法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

以上

〈成年後見人さま用〉信託証書(見本)

信託設定に際して指定金銭信託約款に添付して委託者さまと締結させていただくものです。

見本

財産承継信託(後見制度支援信託タイプ)証書

信 託 要 項	
証 書 番 号	9999-99999-99
委 託 者	〇〇 〇〇 様
当 初 信 託 契 約 日	〇〇年〇〇月〇〇日
信 託 金	金 〇〇〇,〇〇〇 円
元本および収益の受益者	〇〇 〇〇 様
信 託 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日から 信託終了日までの期間
信 託 終 了 日	信託約款にかかる特約第8条に定める信託 終了事由により信託が終了した日
定 時 定 額 払 の 条 件	
初 回 支 払 日	〇〇年〇〇月〇〇日
支 払 日	毎月〇〇日 (銀行休業日にあたるときは翌営業日)
支 払 金 額	〇〇〇,〇〇〇円

受託者は、委託者の「[財産承継信託(後見制度支援信託タイプ)]申込書 兼 確認書 兼 契約同意書」に基づき、上記信託要項と別添信託設定内容通知書(「指定金銭信託約款」ならびに「指定金銭信託約款にかかる特約」)により、信託契約を締結いたしました。この信託証書は1通作成し、委託者に信託証書(原本)および信託設定内容通知書、後見人に信託証書(謄本)および信託設定内容通知書をお渡しいたします。

証書発行日 年 月 日

受託者
みずほ信託銀行株式会社

印

〈成年後見人さま用〉指定金銭信託約款にかかる特約

本信託は、指定金銭信託約款(以下「信託約款」といいます)に次条以下の特約を付して適用するものとし、委託者、受益者、受託者はこれにしたがうものとします。委託者は、みずほ信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます)との間で、別添の家庭裁判所の発行する指示書に基づき、この信託契約を締結します。なお、この信託契約の締結や各条項に規定する法律行為は、別途届出る委託者の法定後見人(以下「後見人」といいます)が行うものとします。

第 1 条(信託の目的等)

信託目的には「受益者の信託財産を保護し、あわせて信託財産を定期に定額で分割交付することにより、受益者の生活の安定に資するため」を加えるものとします。

第 2 条(信託証書の発行)

本信託においては委託者および後見人に財産承継信託(後見制度支援信託タイプ)信託証書を発行するものとし、通帳は発行しないものとします。

第 3 条(信託財産)

- 委託者は、この信託契約に基づき信託証書の信託要項(以下「信託要項」といいます)に記載の当初信託金を信託し、受託者はこれを引き受けるものとします。
- この信託契約は、前項規定の金銭の授受によって成立します。
- 委託者は、家庭裁判所の発行する指示書を添付のうえ、受託者所定の書面を提出することにより、追加信託を申し出ることができるものとします。
- 追加信託においては、受託者は、追加された信託金に対して、第 9 条第 2 項に定める設定時信託報酬を収受しないものとします。

第 4 条(信託期間)

- この信託契約の期間は、前条第 2 項により信託契約が成立した日から、第 8 条で定める信託の終了事由に該当することとなった日までとします。
- 前項に関わらず、信託要項記載の当初信託期間について日付の指定がある場合、信託期間は、第 7 条に基づいて信託約款にかかる特約(以下「本特約」といいます)を変更する場合を除いて、延長することができません。

第 5 条(受益者)

- 本信託は、委託者を受益者とする自益信託とします。
- 受益者は、本信託の契約成立時に受益権を取得します。

第 6 条(信託財産の交付にかかる金銭の支払い)

- 受託者は、信託要項記載の定時定額払の条件に基づいて、信託財産を受益者に分割交付するものとします。
- 前項の金額は、第 7 条に基づいて本特約を変更する場合を除いて、変更することができません。
- 第 1 項の金銭の支払いは、受益者から予めお届けいただいた受益者名義の預金口座に振り込む方法により行うものとし、元本の一部払戻請求書兼領収書の提出は省略します。
- 第 8 条第 1 項第 2 号に定める事由が生じた場合は、受託者が受益者の死亡の届出を受け付けた日後、

第 1 項の金銭の支払いは行いません。

- 前四項にかかわらず、受託者は、受益者から家庭裁判所の発行する指示書を添付のうえ、受託者所定の書面により、信託財産交付請求があった場合には、指示書記載の手続期限が経過している等支払わないことに正当な事由がある場合を除いて、当該指示書に記載された金額を交付するものとします。

第 7 条(信託の変更・解約)

信託約款に定める事項を含む信託の変更または信託の一部もしくは全部解約は原則としてできません。ただし、受託者は、受益者から家庭裁判所の発行する指示書を添付のうえ、受託者所定の書面により、信託の変更または信託の一部もしくは全部解約の申し出があった場合には、指示書記載の手続期限が経過している等上記申し出を承諾しない正当な事由がある場合を除いて、当該指示書にしたがって信託の変更または信託の一部もしくは全部解約をするものとします。

第 8 条(信託の終了および信託財産の交付)

- この信託は、次の各号のいずれか(以下これらを「信託終了事由」といいます)に該当する場合には終了するものとします。
 - (1)信託期間が満了したとき
 - (2)受益者が死亡したとき
 - (3)受益者につき後見開始取消審判が確定したとき
 - (4)信託財産が第 6 条第 1 項に基づく交付金額に満たなくなったとき
 - (5)第 7 条による信託の全部解約
 - (6)信託約款第 1 4 条の 2 に定める解約
 - (7)経済情勢の変動その他相当の事由により、信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能もしくは著しく困難であると受託者が認めたとき
 - (8)第 1 3 条により受託者が辞任したとき
- 前項の信託終了事由により信託が終了したときは、受託者は、信託事務費用、信託報酬、解約手数料等を清算したうえで、信託財産を金銭で支払うものとします。ただし、第 1 項第 4 号による信託終了の日は、第 6 条第 1 項に基づく支払いを行う日において、信託財産が第 6 条第 1 項に基づく支払額に不足することが確定した日とします。
- 前項の場合は、信託金の元本および収益金を、第 6 条第 1 項の金銭の支払い先として受益者から予めお届けいただいた受益者名義の預金口座に振り込むものとし、元本の全部解約請求書の提出は省略します。ただし、第 1 項第 2 号の信託終了事由による場合は、受託者所定の相続手続きに準じるものとします。
- 前項の場合、受託者は速やかに最終計算書を作成、交付して、受益者に承認を求めるものとし、この承認を求めた日から 1 ヶ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。この場合には、第 18 条および第 19 条に定める事項を除き本信託証書およびこれに付属する契約書類は一切の効力を失います。

第 9 条(信託報酬)

- 受託者は、信託約款に定める信託報酬を除いて、本

信託にかかる設定時信託報酬および管理信託報酬は収受しないものとします。

- 前項にかかわらず、信託要項記載の当初信託金が 10,000,000 円未満となる場合、受託者は、信託設定時に委託者より 30,000 円に消費税および地方消費税を加えた金額を設定時信託報酬として申し受けます。
- 前項に定める設定時信託報酬は、本信託の全部または一部の解約があった場合でもお返しいたしません。

第 10 条(解約手数料)

信託約款の定めにかかわらず、本特約第 6 条第 1 項に基づく信託財産の支払い、または第 7 条に基づく本信託の一部もしくは全部の解約については、信託約款に定める解約手数料は差引きません。

第 11 条(信託財産にかかる報告)

受託者は、年 1 回以上信託財産の状況について受益者に報告を行うものとします。

第 12 条(受益権の譲渡・質入等)

信託約款の定めにかかわらず、この信託の受益権については譲渡、質入その他一切の処分をすることはできません。

第 13 条(受託者の辞任)

受託者は、信託法第 5 7 条第 1 項本文の定めにかかわらず、正当な理由があるときは、受益者に対する 1 ヶ月前の予告によりその任を辞することができるものとします。

第 14 条(受託者の解任)

受益者は、信託法第 5 8 条第 1 項の定めにかかわらず、信託法第 5 8 条第 4 項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

第 15 条(届出事項の変更)

下表のいずれかの事実が発生した場合には、下表に定める届出を行う者がただちに受託者に連絡のうえ、受託者所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害については、受託者は責任を負いません。

発生した事実	届出を行う者
(1)信託証書または届出の印章の喪失	後見人
(2)受益者の住所、受取口座 その他の届出事項の変更	後見人
(3)後見人の資格喪失および選任	後見人
(4)後見人の印章、住所 その他の届出事項の変更	後見人
(5)受益者の死亡の事実	後見人または 受益者の相続人
(6)受益者の後見開始取消 審判の確定	後見人または 受益者

第 16 条(適用条項)

- 本特約に定めのない事項については、信託約款が適用されるものとします。
- 信託約款と本特約とが競合するときは、本特約の条項が優先して適用されるものとします。
- 本特約および信託約款に定めのない事項が発生した場合は、受託者が委託者と協議のうえ決定するものとします。

第 17 条(協議)

この特約について疑義が生じたときは、委託者と受託者は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

第 18 条(準拠法)

この特約の解釈および履行については、日本法に準拠するものとします。

第 19 条(合意管轄)

- この特約に関し紛議が生じた場合は、原則として東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 前項の定めにかかわらず、委託者は、札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の各地方裁判所の中から合意管轄裁判所を指定することができるものとします。

以 上

〈未成年後見人さま用〉信託証書(見本)

信託設定に際して指定金銭信託約款に添付して委託者さまと締結させていただくものです。

見 本

財産承継信託(後見制度支援信託タイプ)証書

信 託 要 項	
証 書 番 号	9999-99999-99
委 託 者	〇〇 〇〇 様
当 初 信 託 契 約 日	〇〇年〇〇月〇〇日
信 託 金 金	円
元本および収益の受益者	〇〇 〇〇 様
信 託 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日から受益者が成年に達する日 <または「〇〇年〇〇月〇〇日」のいずれか遅い日>まで
信 託 終 了 日	信託約款にかかる特約第8条に定める信託 終了事由により信託が終了した日
定 時 定 額 払 の 条 件	
初 回 支 払 日	〇〇年〇〇月〇〇日
支 払 日	毎月〇〇日 (銀行休業日にあたるときは翌営業日)
支 払 金 額	〇〇〇,〇〇〇円

受託者は、委託者の「〔財産承継信託(後見制度支援信託タイプ)〕申込書 兼 確認書 兼 契約同意書」に基づき、上記信託要項と別添信託設定内容通知書(「指定金銭信託約款」ならびに「指定金銭信託約款にかかる特約」)により、信託契約を締結いたしました。この信託証書は1通作成し、委託者に信託証書(原本)および信託設定内容通知書、後見人に信託証書(謄本)および信託設定内容通知書をお渡しいたします。

証書発行日 年 月 日

受託者

みずほ信託銀行株式会社

印

〈未成年後見人さま用〉指定金銭信託約款にかかる特約

本信託は、指定金銭信託約款(以下「信託約款」といいます)に次条以下の特約を付して適用するものとし、委託者、受益者、受託者はこれにしたがうものとします。委託者は、みずほ信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます)との間で、別添の家庭裁判所の発行する指示書に基づき、この信託契約を締結します。なお、この信託契約の締結や各条項に規定する法律行為は、別途届出る委託者の法定後見人(以下「後見人」といいます)が行うものとします。

第1条(信託の目的等)

信託目的には「受益者の信託財産を保護し、あわせて信託財産を定期的に定額で分割交付することにより、受益者の生活の安定に資するため」を加えるものとします。

第2条(信託証書の発行)

本信託においては委託者および後見人に財産承継信託(後見制度支援信託タイプ)信託証書を発行するものとし、通帳は発行しないものとします。

第3条(信託財産)

1. 委託者は、この信託契約に基づき信託証書の信託要項(以下「信託要項」といいます)に記載の当初信託金を信託し、受託者はこれを引き受けるものとします。
2. この信託契約は、前項規定の金銭の授受によって成立します。
3. 委託者は、家庭裁判所の発行する指示書を添付のうえ、受託者所定の書面を提出することにより、追加信託を申し出ることができるものとします。
4. 追加信託においては、受託者は、追加された信託金に対して、第9条第2項に定める設定時信託報酬を収受しないものとします。

第4条(信託期間)

1. この信託契約の期間は、前条第2項により信託契約が成立した日から、受益者が成年に達した日または信託設定から5年経過後の応当日のうち、遅い日までとします。
2. 前項の信託期間は、第7条に基づいて信託約款にかかる特約(以下「本特約」といいます)を変更する場合を除いて、延長することができません。

第5条(受益者)

1. 本信託は、委託者を受益者とする自益信託とします。
2. 受益者は、本信託の契約成立時に受益権を取得します。

第6条(信託財産の交付にかかる金銭の支払い)

1. 受託者は、信託要項記載の定時定額払の条件に基づいて、信託財産を受益者に分割交付するものとします。
2. 前項の金額は、第7条に基づいて本特約を変更する場合を除いて、変更することができません。
3. 第1項の金銭の支払いは、受益者から予めお届けいただいた受益者名義の預金口座に振り込む方法により行うものとし、元本の一部払戻請求書兼領収書の提出は省略します。
4. 第8条第1項第2号に定める事由が生じた場合は、受託者が受益者の死亡の届出を受け付けた日後、第1項の金銭の支払いは行いません。

5. 前四項にかかわらず、受託者は、受益者から家庭裁判所の発行する指示書を添付のうえ、受託者所定の書面により、信託財産交付請求があった場合には、指示書記載の手続期限が経過している等支払わないことに正当な事由がある場合を除いて、当該指示書に記載された金額を交付するものとします。
6. 前五項にかかわらず、受益者の親権者から、親権者であることを証する書面および後見終了の記載のある受益者の戸籍謄本を提示のうえ、受託者所定の書面により、信託財産交付請求があった場合には、上記請求を承諾しない正当な事由がある場合を除いて、受託者は当該請求に応じるものとします。
7. 前六項にかかわらず、受益者が成年に達した日等以降は、受益者による家庭裁判所の発行する指示書の添付は不要とし、本人であることを証する書面(受益者が婚姻により成年に達したものとみなされる場合には、これを証する書面を添付するものとする)を提示のうえ、受託者所定の書面により、信託財産交付請求があった場合には、上記請求を承諾しない正当な事由がある場合を除いて、受託者は当該請求に応じるものとします。

第7条(信託の変更・解約)

1. 信託約款に定める事項を含む信託の変更または信託の一部もしくは全部解約は原則としてできません。ただし、受託者は、受益者から家庭裁判所の発行する指示書を添付のうえ、受託者所定の書面により、信託の変更または信託の一部もしくは全部解約の申し出があった場合には、指示書記載の手続期限が経過している等上記申し出を承諾しない正当な事由がある場合を除いて、当該指示書にしたがって信託の変更または信託の一部もしくは全部解約をするものとします。
2. 前項にかかわらず、受益者の親権者から、親権者であることを証する書面および後見終了の記載のある受益者の戸籍謄本を提示のうえ、受託者所定の書面により、信託の全部解約の申し出があった場合には、上記申し出を承諾しない正当な事由がある場合を除いて、信託の全部解約に応じるものとします。
3. 第1項にかかわらず、受益者が成年に達した日または受益者が婚姻により成年に達したものとみなされる場合はその事態の生じた日(以下「受益者が成年に達した日等」といいます)以降は、受益者による家庭裁判所の発行する指示書の添付は不要とし、本人であることを証する書面(受益者が婚姻により成年に達したものとみなされる場合には、これを証する書面を添付するものとする)を提示のうえ、受託者所定の書面により、信託の変更または信託の全部解約の申し出があった場合には、上記申し出を承諾しない正当な事由がある場合を除いて、信託の変更または信託の全部解約に応じるものとします。

第8条(信託の終了および信託財産の交付)

1. この信託は、次の各号のいずれか(以下これらを「信託終了事由」といいます)に該当する場合には終了するものとします。
(1) 信託期間が満了したとき

〈未成年後見人さま用〉指定金銭信託約款にかかる特約

- (2)受益者が死亡したとき
- (3)信託財産が第6条第1項に基づく交付金額に満たなくなったとき
- (4)第7条による信託の全部解約
- (5)信託約款第14条の2に定める解約
- (6)経済情勢の変動その他相当の事由により、信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能もしくは著しく困難であると受託者が認めたとき
- (7)第13条により受託者が辞任したとき
- 2.前項の信託終了事由により信託が終了したときは、受託者は、信託事務費用、信託報酬、解約手数料等を清算したうえで、信託財産を金銭で支払うものとします。ただし、第1項第3号による信託終了の日は、第6条第1項に基づく支払いを行う日において、信託財産が第6条第1項に基づく支払額に不足することが確定した日とします。
- 3.前項の場合は、信託金の元本および収益金を、第6条第1項の金銭の支払い先として受益者から予めお届けいただいた受益者名義の預金口座に振り込むものとし、元本の全部解約請求書の提出は省略します。ただし、第1項第2号の信託終了事由による場合は、受託者所定の相続手続きに準じるものとします。
- 4.前項の場合、受託者は速やかに最終計算書を作成、交付して、受益者に承認を求めるものとし、この承認を求めた日から1ヶ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。この場合には、第18条および第19条に定める事項を除き本信託証書およびこれに付属する契約書類は一切の効力を失います。

第9条(信託報酬)

- 1.受託者は、信託約款に定める信託報酬を除いて、本信託にかかる設定時信託報酬および管理信託報酬は収受しないものとします。
- 2.前項にかかわらず、信託要項記載の当初信託金が10,000,000円未満となる場合、受託者は、信託設定時に委託者より30,000円に消費税および地方消費税を加えた金額を設定時信託報酬として申し受けます。
- 3.前項に定める設定時信託報酬は、本信託の全部または一部の解約があった場合でもお返しいたしません。

第10条(解約手数料)

信託約款の定めにかかわらず、本特約第6条第1項に基づく信託財産の支払い、または第7条第1項に基づく本信託の一部もしくは全部の解約については、信託約款に定める解約手数料は差引きません。

第11条(信託財産にかかる報告)

受託者は、年1回以上信託財産の状況について受益者に報告を行うものとします。

第12条(受益権の譲渡・質入等)

信託約款の定めにかかわらず、この信託の受益権については譲渡、質入その他一切の処分をすることはできません。

第13条(受託者の辞任)

受託者は、信託法第57条第1項本文の定めにかかわ

らず、正当な理由があるときは、受益者に対する1ヶ月前の予告によりその任を辞することが出来るものとします。

第14条(受託者の解任)

受益者は、信託法第58条第1項の定めにかかわらず、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

第15条(届出事項の変更)

下表のいずれかの事実が発生した場合には、下表に定める届出を行う者がただちに受託者に連絡のうえ、受託者所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害については、受託者は責任を負いません。ただし、第1号および第2号に関しては、受益者が成年に達した日等以降は、受益者が届出るものとします。

発生した事実	届出を行う者
(1)信託証書または届出の印章の喪失	後見人
(2)受益者の住所、受取口座その他の届出事項の変更	後見人
(3)後見人の資格喪失および選任	後見人
(4)後見人の印章、住所その他の届出事項の変更	後見人
(5)受益者の死亡の事実	後見人または受益者の相続人

第16条(適用条項)

- 1.本特約に定めのない事項については、信託約款が適用されるものとします。
- 2.信託約款と本特約とが競合するときは、本特約の条項が優先して適用されるものとします。
- 3.本特約および信託約款に定めのない事項が発生した場合は、受託者が委託者と協議のうえ決定するものとします。

第17条(協議)

この特約について疑義が生じたときは、委託者と受託者は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

第18条(準拠法)

この特約の解釈および履行については、日本法に準拠するものとします。

第19条(合意管轄)

- 1.この特約に関し紛議が生じた場合は、原則として東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 2.前項の定めにかかわらず、委託者は、札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の各地方裁判所の中から合意管轄裁判所を指定することができるものとします。

以 上